

賛助会員加入規程

平成22年 5月16日 制定

(目的)

第1条 本規程は、組合員資格以外の者が、本組合の主旨に賛同し、組合事業へ賛助会員として参加し、本組合の組織強化を図ることを目的とする。

(加入資格)

第2条 賛助会員の加入資格は、次の各号のいずれかに該当し、かつ第2項の条件を満たすものとする。

- ① AGC ポリマー建材(株)又は三井化学産資(株)並びに東和工業(株)及び各支店・営業所
- ② AGC ポリマー建材(株)又は三井化学産資(株)並びに東和工業(株)の指定する販売代理店
- ③ 本組合の主旨に賛同するもの

2

- ① 資本金1000万円以上
- ② 法人設立後、5年以上経過したもの
- ③ 前年度売上2億円以上

(加入手続き及び審査)

第3条 本組合の賛助会員として加入を希望する者は、次の書類の提出を行うものとする。

- | | |
|--------------------|----------|
| ① 加入申込書及び誓約書 | 賛助加入1号用紙 |
| ② 組合員並びに賛助会員による推薦状 | 賛助加入2号用紙 |
| ③ 会社業態調査書 | 賛助加入3号用紙 |
| ④ 商業登記簿謄本 | 1通 |

2 加入審査は理事会その加入の諾否を決定する。

3 前項により加入の承諾を受けたものは、次の手続きの終了をもって加入成立とする。

- (1) 加入申込者は、組合から加入承諾書の交付を受けた日より30日以内に入会金及び賛助会費の払込をしなければならない。
- (2) 払込方法は、本組合の指定した銀行口座への振込によるものとする。

(加入金及び賛助会費)

第4条 本規定第3条第3項の払込金額は以下のとおりとする。

- ① 加入金 150,000円
- ② 賛助会費 月額 10,000円
- ③ 賛助会費は年2回、毎年6月及び10月に全納しなければならない。

(脱 会)

第5条 賛助会員はあらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱会することができる。

2 前項の通知は、事業年度の90日前までにその旨を記載した書面で行わなければならない。

(除 名)

第6条 本組合は、次の各号のひとつに該当する賛助会員を除名することができる。

- ① 長期間にわたって本組合の事業に協力しない賛助会員
- ② 会費等の支払い、その他本組合に対する義務を怠った賛助会員
- ③ 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした賛助会員

(行事参加)

第7条 賛助会員は、組合員と同様、組合の行事に参加できる。但し定款、規約、他の規程に定める会議の議決権を有しない。

東京都文京区湯島3-36-1
全日本ウレタン・アスファルト・FRP工事業協同組合

理 事 長 殿

加入申込書及び誓約書

私は、貴組合の主旨に賛同し、賛助会員として事業に参加したく、加入を申込みます。

なお、加入の上は、貴組合の定款並びに規約・規程を遵守し、誠意をもって組合事業に協力することを誓約します。

平成 年 月 日

住 所

会社名

代表者名

印

東京都文京区湯島3-36-1
全日本ウレタン・アスファルト・FRP工事業協同組合

理事長 殿

推 薦 状

私は、 貴組合の賛助会員として適格なる者と認め推薦
いたします。

平成 年 月 日

1. 組合員推薦者（加入申込者と同一支部の組合員）

住 所

会社名

代表者名

印

2. 賛助会員

住 所

会社名

代表者名

印

賛助会員業態調書			
1	社名		
2	所在地 電話・FAX メールアドレス 担当者		
3	代表者	氏名	
		生年月日	M. T. S. H. 年 月 日生
4	支店営業所 所在地 電話・FAX メールアドレス 担当者		
5	創業年月日	M. T. S. H. 年 月 日	
6	法人設年月日	M. T. S. H. 年 月 日	
7	資本金	千円（ 年 月 現在）	
8	年商	千円	(左記のうち防水関連) 千円
9	主要取引 金融機関	(1) (2)	
10	加盟団体名		
11	取扱商品		
12	備考		